

教職員の懲戒処分等について

令和6年6月14日付けで、次のとおり、懲戒処分等を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
北広島町立 新庄小学校 事務主任 河田 光貴 (31歳)	懲戒免職	令和6年5月20日(月)午前9時40分頃、広島市安佐北区にあるディスカウントストアにおいて、盗撮の目的で被害女性のスカート内にスマートフォンを向けたことにより、広島県迷惑防止条例違反(盗撮準備行為)の容疑で現行犯逮捕された。 このことは、公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。
尾道市立 因島南小学校 教諭 山口 秀将 (35歳)	懲戒免職	令和6年4月29日(月)午後3時頃、安芸郡府中町にある大型商業施設の店舗内において、盗撮の目的で被害女性のスカート内にサンダルに隠したスマートフォンを差し入れたことにより、広島県迷惑防止条例違反(盗撮準備行為)の容疑で現行犯逮捕された。 このことは、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。
県西部 公立中学校 教諭 (56歳)	停職1月	令和6年4月30日(火)午後5時頃、勤務校の体育館において部活動の指導中、男子生徒に対し、口頭による指導が伝わっていないと感じ、衣服の上から同男子生徒の股間に触れ、不快感を与えた。また、令和5年7月頃、同場所において部活動の指導中、フロアからステージに上がろうとした別の男子生徒に対し、ズボンをわずかにずらし不快感を与えた。 これらの行為は、セクシュアル・ハラスメントに該当し、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。

被処分者	処分内容	処分理由
<p>県西部 公立小学校 教諭 (56歳)</p>	<p>減給 10 分の 1 1 月</p>	<p>令和5年8月23日(水)に、勤務校において、同僚の女性教諭に対して性的な内容の発言をし、同女性教諭に不快感や恐怖感を与えた。また、同年7月から11月にかけて、同女性教諭の同意を得ずに住所を知り得て、自家用車で同女性教諭の自宅付近まで4回行ったことにより、同女性教諭に恐怖感を与えた。これらの行為はセクシュアル・ハラスメントに該当する。さらに、令和6年2月28日(水)に、同女性教諭に対して暴言を吐いたことにより、同女性教諭に不快感や恐怖感を与えた。これらの行為は、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。</p>

※ 上記の関係所属長については、所属職員に対する指導・監督が不十分であったため、嚴重注意の措置を講ずるよう、令和6年6月14日付けで、当該教育委員会へ通知しました。

【担当】

教職員課 小中学校人事係長 園山 和志

(電話) 082-513-4924

(内線) 4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp